

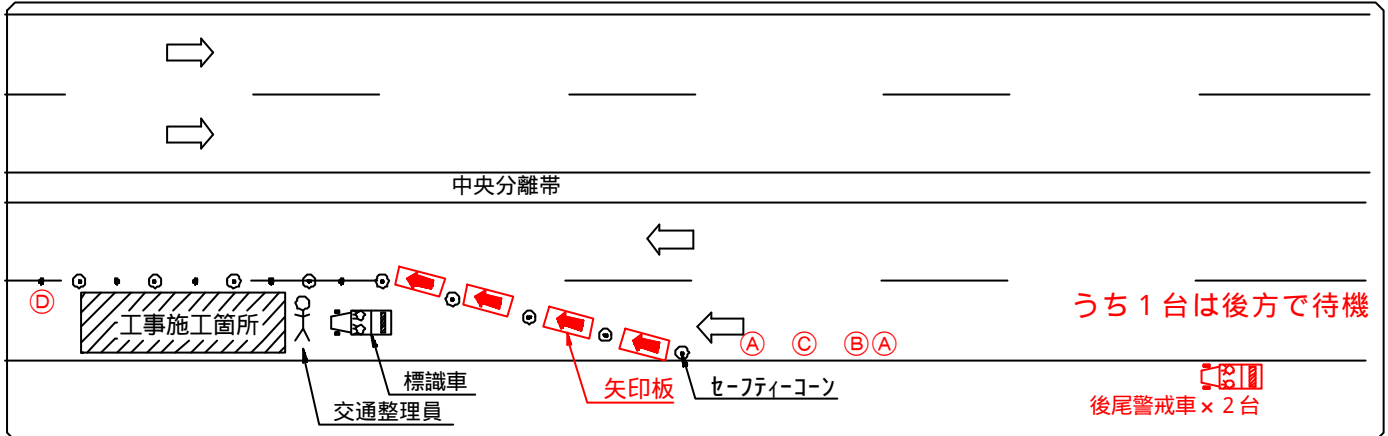


## 【工事安全対策の事例紹介】

### 姫路工事事務所における安全対策事例

姫路工事事務所管内には加古川B P・姫路B P及び太子竜野B Pの自専道がありますが、各自専道において車線規制を伴う工事等を実施する場合、交通量も多く、高速で通行する車線を保安施設等で交通規制すると「もらい事故（飛び込まれ）」等の危険性が大きくなる事が考えられます。

此等の事から、自専道で車線規制を伴う工事等については「道路工事保安施設設置基準（案）」を基調とし、更に安全性を付加した“独自の安全基準”を設けて、視認性の向上を目的とした保安施設の増設や渋滞最後尾での追突事故を防止するための後尾警戒車を配置する等、安全対策には充分注意を払い工事を行っています。なお、“独自の安全基準”に対する費用等については、別途積算で計上しています。



警戒標識(213)  
(工事警戒)  
警戒標識(211)  
(車線減少警戒)  
規制標識(311-E)  
(方向規制)

規制標識(329)  
(速度規制)  
標示板  
(工事案内)  
標示板  
(工事内訳)

保安灯  
ロープかけ柱  
黄色回転灯  
(AVライト)  
標示板  
(黄色回転灯付き)

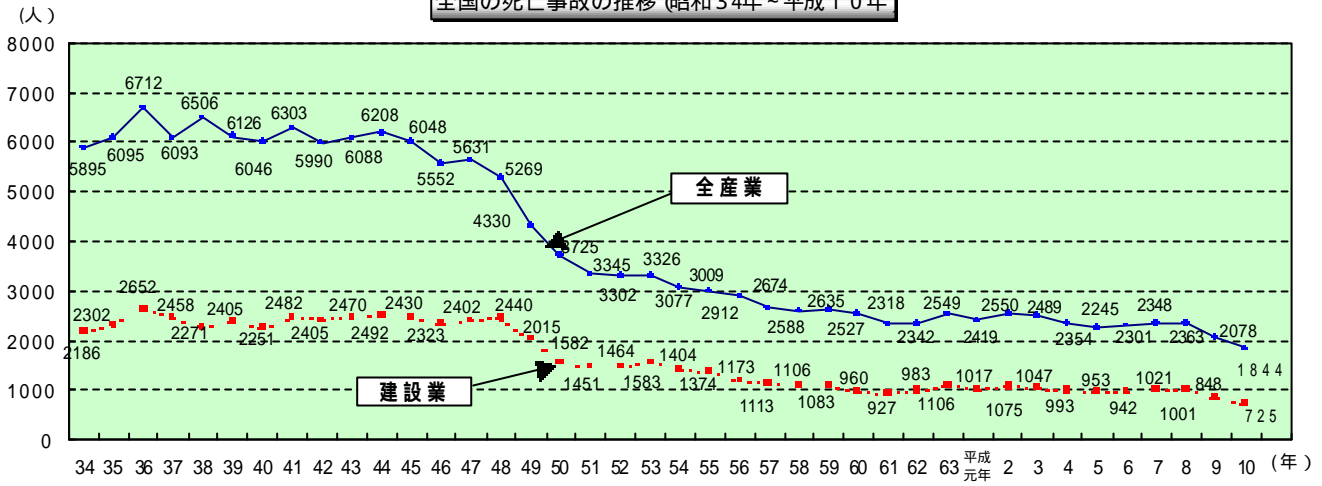
標示板  
(工事区間終り)  
案内看板  
(右/左によれ)

速度+追越規制  
(予告)  
速度+追越規制  
(開始)  
速度+追越規制  
(終了)

### 4月の事故速報 (平成11年4月30日現在)

発生日時	発生場所	事故の状況
4月1日 10:30	兵庫県	共同溝工事において、シールドマシンにより本坑を掘進中、地盤改良済の中間立坑予定箇所で、シールドの先端が地盤改良区間を抜けた直後、直上部の在来As舗装と覆工盤敷設箇所の接点付近で、地盤に空洞が発生した。 〔空洞(一般国道2号舗装版下)直径約5.0m 深さ約3.0m〕
4月6日 4:28	奈良県	道路改良工事において、自動車専用道路における本線掘削拡幅のため路側帯を終日規制していたが、走行中の一般車(2tトラック)が路側に設置した定置式仮設防護柵等を倒し、その後中央分離帯、路側帯の規制用仮設防護柵に接触・停止したことから、後続の一般車が加害車の後部に追突した。 〔仮設防護柵(看板類・クッションドラム・点灯式矢印板等破損)〕
4月7日 0:50	京都府	情報管路設置工事において、片側交互通行規制により舗装版の切断作業を行っていたが、飲酒運転と携帯電話使用中の一般乗用車が工事規制区間内へ進入し、規制標識車に衝突、その反動で標識車が移動して交通整理員に接触し、整理員が負傷した。なお、乗用車は衝突の反動で対向車線の大型ダンプトラックに衝突し停止した。 〔打撲 全治3~7日間、標識車 後部損傷〕
4月19日 10:42	兵庫県	法面防災工事において、上・下2車線の内1車線(下り車線)を約150mにわたり3名の交通整理員を配置し、片側交互通行によりクレーン車による作業を行っていたところ、上り線側の交通整理員が赤旗をあげて停止合図を送ったが、一般車(4t保冷車)が停止位置を越えて走行し、交通整理員をはねたもので、救急搬送したが約2時間後に死亡したものである。 〔脳挫傷 死亡〕

全国の死亡事故の推移 (昭和34年~平成10年)



建設業